\bigcirc 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前

(傍線部分は改正部分)

の介護保険法施行規則(抄)(第二十七条関係)

(業務管理体制の整備に関する事項の届出) 第百四十条の四十 介護サービス事業者(法第百十五条の三十二第一項に第百四十条の四十 介護サービス事業者(法第百十五条の三十二第一項に届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府属出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。 1 四 (略)	現 行 (業務管理体制の整備に関する事項の届出) (業務管理体制の整備に関する事項の届出) 第百四十条の四十 介護サービス事業者(法第百十五条の三十二第一項に第四十条の四十 介護サービス事業者(法第百十五条の三十二第一項に周出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。 1~四 (略)
六 3 \ 十 五 <u>(w</u>	方 二 三 六 権 3 ~ 四